

南佐久南部漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、南佐久南部漁業協同組合が免許を受けた、内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、かじか、うぐい、いわな、にじます、やまめ、うなぎ、わかさぎ及びしなのゆきますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
あ ゆ	竿釣・手釣	1人1本
	投網・たも網・さで網	網目こま12ミリメートル以上、1人1統
にじます・いわな やまめ・うぐい かじか・うなぎ わかさぎ・こい ふな	竿釣・手釣	1人1本
	投網・たも網・さで網	網目こま12ミリメートル以上、ただし、わかさぎを対象とするものは網目こま5.5ミリメートル以上、1人1統
しなのゆきます	竿釣・手釣	1人1本

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。 ただし、友釣以外の漁具漁法は、別に組合が公表する区域期間。
いwana やまめ	2月16日から9月30日まで。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。
にじます	周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、小海町大字豊里穂積発電所堰堤から小海町大字千代里宮下頭首工までの千曲川本流とする。また、投網については、別に組合が公表する区域期間。
かじか	5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、5月16日から9月30日まで。）ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。
うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます	周年（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網、毛針釣については、別に組合が公表する区域期間。

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
千曲川 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域	周 年
大石川 南佐久郡佐久穂町大字八郡及び千代里遊亀湖堰堤から、上流南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳 2092 番地に組合が設置した標識までの区域	周 年
南相木川 南相木ダム下流の南相木村弥五平（右岸側）アク石（左岸側）貯砂ダムから上流域の本川とその間に流れ込む支流の全域	周 年

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
いわな・やまめ・にじます	全長 15 センチメートル以下
こ い	全長 18 センチメートル以下
う ぐ い・ふ な	全長 10 センチメートル以下
う な ぎ	全長 30 センチメートル以下
か じ か	全長 5 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
あ ゆ	1 日	2,100円
	1 年	8,400円
あゆ以外の魚種	1 日	1,700円
	1 年	8,400円

(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
中学生以下	無 料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	承認期間	遊 漁 料
あ ゆ	さで網・たも網 投網	1 日	2,630円
あゆ以外の魚種	さで網・たも網 投網	1 日	2,100円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣、手釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 南佐久郡小海町大字豊里 756-11 南佐久南部漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁証認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁証認証（以下「遊漁証認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。（行政庁の認可平成25年12月6日）

この規則は、令和3年(2021年)1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和2年(2020年)11月12日)

この規則は、令和3年(2021年)10月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和3年(2021年)8月26日)